

平成17年11月18日

東京大学教養学部評議員等の選考についての申し合わせ

第1 東京大学大学院総合文化研究科組織規則第6条に定める研究科長、同規則第7条に定める副研究科長及び東京大学教育研究評議会内規第1条第2項に定める教養学部評議員（以下「評議員」という。）の選考については、他に定めるもののほか、この申し合わせによるものとする。

第2 評議員に欠員が生じることとなったとき、又は欠員が生じたときは、研究科長が東京大学大学院総合文化研究科副研究科長選考内規に基づき選考された副研究科長の中から評議員予定者を提案し、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第4条及び東京大学教養学部組織規則第4条に定める教授会の議を経たときは、東京大学教養学部評議員選考内規第7条及び第8条の規定にかかわらず、評議員を選考することができるものとする。

第3 評議員予定者となる者の選出母体は、任期の開始時期が西暦の奇数年度は副研究科長選考内規第7条第1号に定める区分とし、西暦の偶数年度は同条第2号に定める区分とする。

第4 第3項により西暦の偶数年度に任期を開始した者は、東京大学教育研究評議会内規第1条第4項に定められた任期の途中にあっても、当該年度末に評議員を辞任するものとする。

第5 第3項により西暦の奇数年度に任期を開始した者の任期は、前項の規定により辞任した者の残任期間とする。

第6 研究科長は、研究科長、評議員又は副研究科長に欠員が生じることとなったとき、又は欠員が生じたときは、当該研究科長等の選考について、あらかじめ大学院数理科学研究科長と協議するものとする。

附 則

この申し合わせは、平成17年11月18日から実施する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から実施する。

了 解 事 項

この申し合わせは、大学院総合文化研究科及び大学院数理科学研究科の必要に応じ、見直すことができるものとする。